

社会福祉法人新座市社会福祉協議会会員に関する規則

(総則)

第1条 この規則は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第33条の規定に基づき会員に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会の実施する地域社会福祉事業を推進するため、住民を会員とする組織体制をつくり、地域の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員とは、本会の趣旨・目的に賛同して自主的に入会した者をもって構成する。

2 会員の区分は、次のとおりとし、それぞれの会費額は次のとおりとする。

会員の区分	会費の額
1 普通会员（各世帯）	年額 500円以上
2 協力会員（特別に協力する世帯）	年額 1,000円以上
3 特別会員（特別に協力する団体・個人）	年額 5,000円以上
4 法人会員（会社関係）	年額 10,000円以上

3 会員には、その区分ごとに、それぞれ会員章として門標を交付する。

(入会)

第4条 本会に入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、会員から毎年度末までに退会の手続きがなかった場合は、入会が自動的に引き続いたもの（以下「更新会員」という。）とみなす。

2 更新会員は入会申込書の提出を要しないものとする。

(退会)

第5条 会員が次の各号の一に該当したときは、退会したものとする。

(1) 会員から退会届（様式第2号）の提出又は退会の申し出があったとき

(2) 会員が死亡、もしくは他市町村へ転出又は居住不明となったとき

(会費の納入)

第6条 会費は、入会申込書の提出又は更新会員となったとき年額を納入しなければならない。ただし、事情により会長の承認を得たときは、2回払いを限度として分納できるものとする。

2 前項に規定する会費の納入に関し、災害、その他特別な事情により会費の納入が困難と認められる場合、会長は本会の理事会の同意を得て会費の納入を免除することができる。

3 会員の退会に際し、既納の会費は、これを返還しない。

(支部)

第7条 この規則第2条の目的の達成を図るため、各町内会地域を区域として本会の支部を置くことができる。

2 支部に支部長、その他の役員および福祉委員を置く。

(1) 支部長は、総会において選出し、社協会長がこれを委嘱する。

- (2) 役員および福祉委員は、総会の同意を得て、支部長がこれを委嘱する。
- 3 前各項に定めるもののほか、支部については別に定める。

(地域福祉委員)

第8条 前条の定めによる支部が未設置にあつては、地域福祉委員を置くことができる。

2 地域福祉委員は、本会理事会の同意を得て社協会長が委嘱する。

3 地域福祉委員の任務は、次のとおりとする。

(1) 本会実施の地域社会福祉事業への協力に関する事項

(2) 住民への周知、連絡等に関する事項

(3) 入退会、会費の収集、会員名簿等に関する事項

4 地域福祉委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、地域福祉委員については、別に定める。

(事業運営費)

第9条 本会の会費は、本会の事業運営費に充てるものとする。

(助成・援助)

第10条 本会は、この規則第2条の目的の達成を図るため、助成又は援助を行うことができる。

(総会)

第11条 総会は、本会の役員及び評議員の合同会議をもってこれに替える。

2 総会は、毎年1回これを開く。ただし、必要あるときは随時開くことができる。

3 総会に、次の事項を付議し、その議決又は承認を得なければならない。

(1) 会員及び会費に関する事項

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 収支決算及び会計監査に関する事項

(4) その他重要事項

(報告)

第12条 本会は、毎会計年度終了後2か月以内に会員に対し、事業報告及び収支決算報告を行うものとする。

(会計年度)

第13条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終る。

(重要事項)

第14条 本会の会員制に関し、この規則に定めのない運営上の重要事項については、本会の理事会において決するものとする。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃については、本会の理事会の3分の2以上の同意を得て、評議員会又は、総会の議決によらなければならない。

附 則

1 この規則は昭和50年4月1日より施行し、昭和50年1月15日から適用する。

2 この規則に定める第6条、第9条、第10条、第11条、第12条の適用については、前条の定めにかかわらず、昭和50年4月1日からとする。

3 この規則に定める地区委員の任期については第7条4項の規定にかかわらず、昭和49年度に限り昭和50年3月31日までとする。

附 則 (昭和52年4月1日改正)

1 この規則は昭和52年4月1日より適用する。

附 則

1 この規則は平成4年4月1日から適用する。

2 従前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会会員に関する規則は廃止する。

附 則

この規則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

入 会 申 込 書

氏 名		
住 所		
会員種別 入会希望 の番号に ○をして ください。	1	普通会員(世帯を単位とする) 会費年500円以上
	2	協力会員(特に協力する世帯を単位とする) 会費年1,000円以上
	3	特別会員(団体,個人を単位とする)会費年5,000円以上
	4	法人会員(法人を単位とする) 会費年10,000円以上
<p>社会福祉法人新座市社会福祉協議会の趣旨に賛同し、上記会員として入会します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>宛先 社会福祉法人新座市社会福祉協議会長</p>		

様式第2号（第5条関係）

退 会 届

氏 名	
住 所	
退会する会員種別に○印をしてください。	1. 普通会员 2. 協力会員 3. 特別会員 4. 法人会員
上記のとおり退会しますのでお届けします。	
平成 年 月 日	
氏名 ⑩	
宛先 社会福祉法人新座市社会福祉協議会長	